



愛知の「働き方改革」

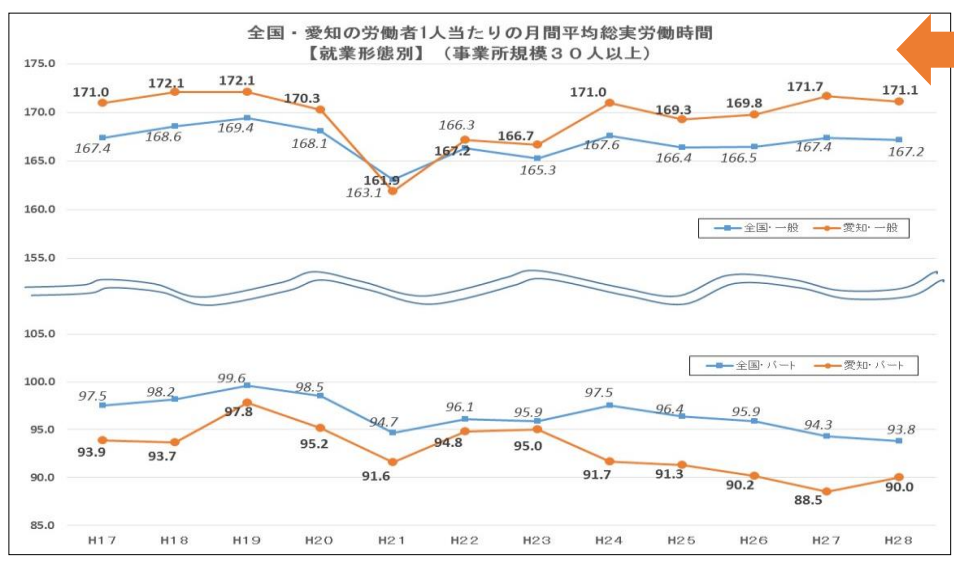
「働き方改革」でワーク・ライフ・バランスの実現を進めましょう

どうして「働き方改革」が必要なのでしょう？

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が進み、すべての人々が健康で安心して生き生きと働くことができるようになること、そして人材の確保・育成・生産性の向上など企業側にも効果があり、その中で女性が活躍し、また若者や高齢者等も能力を発揮できる社会を実現するためには、働き方の見直しが必要です。

これまでの勤務環境を見直し、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方に改める「働き方改革」が、必要とされています。

愛知の労働時間 全国平均と比べると…

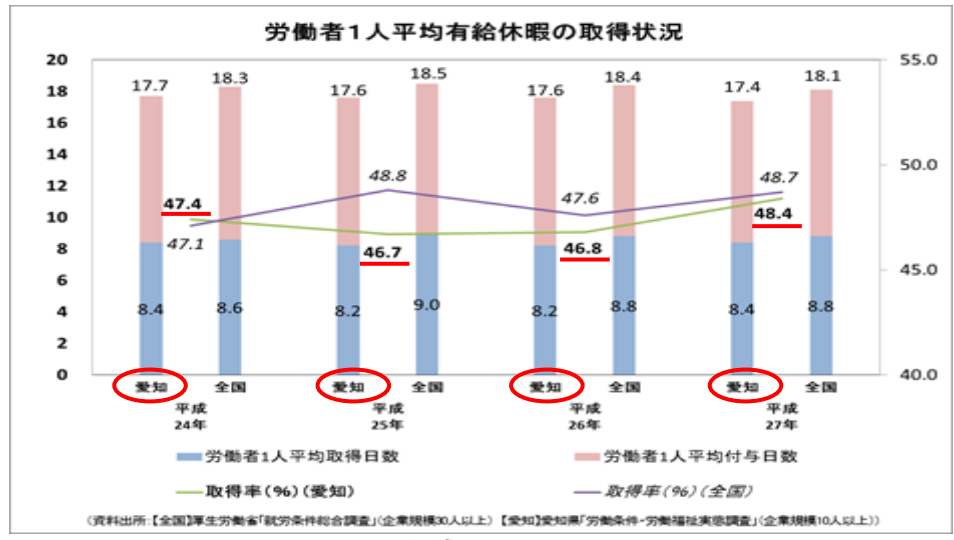


愛知の一般労働者（パートタイム労働者を除く）の月間平均総実労働時間は全国平均を上回っています



資料出所：厚生労働省「毎月労働統計調査」、愛知県「毎月労働統計地方調査」（事業所規模30人以上）

年次有給休暇の取得状況は…



年次有給休暇取得状況は40%台後半で推移しています

国の数値目標は「2020年までに70%（以上）」！

愛知労働局では、「働き方改革」を多くの企業・事業所の皆様に進めていただけるよう取組を展開するために、平成27年1月9日、愛知労働局「働き方改革推進本部」を設置し、情報の収集・発信や企業・事業所に対する支援など様々な取組を進め、「働き方改革」に対する気運の醸成を図っています。

働き方を見直す取組の例

所定時間外には会議をしない!

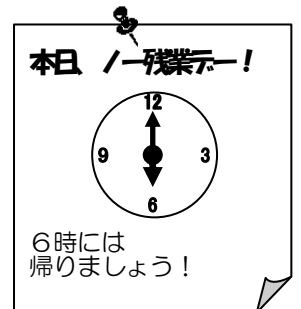


我社の会議の法則

1. 開催通知を送付!
会議目的を明確に
2. 資料は事前配布
3. 会議時間は原則1時間迄
4. 定刻開始
定刻までに終了

1. 時間外労働の削減

- ・長時間労働の抑制について、経営トップがメッセージを発信
- ・「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の設定とその徹底
- ・「朝型勤務」の導入
- ・管理職自らによる「ノー残業デー」「朝型勤務」の実施
- ・管理職による部下の労働時間の管理、「ノー残業デー」など定時退社の徹底
- ・部下の長時間労働抑制について、管理職の人事考課に盛り込む
- ・長時間労働抑制に関する管理職向け教育の実施
- ・長時間労働の抑制に関する労使の話し合いの機会の設定
- ・業務計画、要員計画、業務内容の見直し
- ・長時間労働の抑制を目的とした取引先との関係見直し



2. 年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇の取得促進について、経営トップがメッセージを発信
- ・毎月1日、年休取得の徹底・年に4回（年末年始、ゴールデンウィークお盆、秋の連休）連続1週間の休暇取得
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- ・管理職自らによる年休取得（月1回、年数回の連続1週間休暇等）の徹底
- ・管理職による部下の年休取得の管理
- ・部下の休暇取得に積極的な管理職を評価する人事評価の仕組の導入
- ・年次有給休暇取得促進に関する労使の話し合いの機会の設定
- ・年次有給休暇残日数を社員各自に通知
- ・休暇・休業時の業務フォローアップ体制の構築

3. その他の多様な働き方

- ・テレワークを活用した在宅勤務制度の導入等
- ・年休以外の休暇制度の導入
《例：病気休暇、ボランティア休暇、勤続年数節目休暇、バースデー休暇》
- ・フルタイム勤務ができないなどの事情のある社員のために、多様な正社員制度の導入等



※「働き方改革」を進める際の支援を希望される企業・事業所のみなさまへ

「『働き方改革』について知りたい」、「『働き方改革』を進めるにはどうしたらいいか」という企業・事業所の皆様に対して支援・情報提供をします。

労働局に配置されている「働き方・休み方改善コンサルタント」が企業・事業所へ出向いての支援もいたしますので、ご利用をご検討ください。



愛知の「働き方改革」参加企業・団体を募集しています！

募集1

「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」賛同団体

平成27年2月4日、愛知労働局は愛知県や主要労使経済団体とともに、「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択しました。（「共同宣言」の内容は次のページをご覧ください。）

この「共同宣言」とは、休暇取得の推進のほか、労働者の生活スタイルなどに対応した多様な働き方を広めることで、働く人、家庭、地域、企業が、より魅力的で元気になることを目指したものです。

この「共同宣言」にご賛同いただける自治体や各種団体を募集します。

募集2

「働き方改革」宣言企業・事業所

「働き方改革」に向けて取り組もうとする企業や事業所のトップの方による、独自の宣言を募集します。

宣言の様式や形態は問いません。企業や事業所の実情に応じたもので構いません。

わが社も、従業員全員が健康で働き、充実した私生活も送れるよう、「働き方改革」を進めることを宣言しましょう！



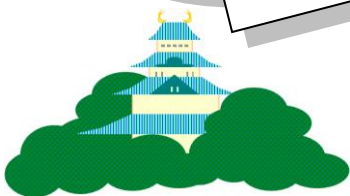
募集3

企業・事業所での取組事例

「働き方改革」に関する先進的な事例から、ちょっとした工夫事例まで、実際に企業・事業所で取り組んで成果の出ている事例を募集します。

例えば、「朝型勤務」を導入した結果、労働時間が削減され、従業員の定着率が上がったなど、実際に企業・事業所で取り組んで、成果の出ている事例をご紹介します。

いただいた宣言や取組事例などは愛知労働局のホームページで紹介させていただきます。ぜひご応募ください！



ご提供いただいた取組事例は、このように掲載させていただきます。

働き方改革 愛知の「働き方改革」取組事例
株式会社 ○○○○

所在地：愛知県名古屋市中区
業種：サービス業
社員数：男性 名 女性 名 (H27.3現在)

取組の目的
数年前に行った社員満足度調査の結果から、「時間外労働の削減」と「年休の消化」に対して満足できていない状況が明らかになり、経営トップの判断により労働時間の見直しを行うことになりました。社員のワーク・ライフ・バランスを実現することにより生産性の高い働き方を追求し、個人と組織の力を向上させることを目指しています。

取組の概要

- 毎月2日、時間外労働の実態状況を役員会議で報告。経営トップが現場を見て業務改善などの指導を行っている。
- 会議時間等が就業時刻近くにならないように時間帯の見直しと上乗時間を設定（最長90分まで、常勤5分削減等）。
- 長時間労働の抑制や年次有給休暇取得について、顧客の理解を得るよう働きかけを行っている。
- 夏季休暇として平日5日間と前後の土日に1日の半次有給休暇を加えて10日間の連続休暇としている。
- 午前5時から9時までの勤務に対し、法廷の時間外手当（25%）も加えて、独自の削減手当を支給している。
- 時間外労働について、全社で目標時間を設定している。

現状とこれまでの取組の効果

- 所定外労働時間数 2006年 24.2時間/月 ⇒ 2013年 10.5時間/月
- 半次有給休暇取得率 2006年 42.6% ⇒ 2013年 61.8%
- 労働時間、有給休暇に関して話し合うための、労使懇談会を開催（年2回実施）し、社員の意見を反映するようになった。
- 会議を短時間に切り上げるため、簡潔な資料で意思決定することが徹底し、仕事の効率化につながった。

愛知「働き方改革」に向けた共同宣言

～働き方の見直しで働く人も家庭も地域も企業も元気に～

我が国の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

特に労働の分野では、長時間労働を前提とするような労働慣行を改めることが求められてきましたが、全国的にも長時間労働を行う労働者の割合は目立った減少傾向を示していない状況があり、また過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移している状況があります。

愛知県でも全国より長時間労働の傾向が見られ、平成 25 年の調査では、所定外労働時間が 1 カ月当たり 12.0 時間と全国平均よりも長く、月間総実労働時間も 145.8 時間で全国平均の 145.5 時間を上回っています。年次有給休暇の取得率は 50%前後で推移しているものの、「2020 年までに 70%」とする国の目標には及ばない現状です。

そこで、労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要です。

このような「働き方改革」を進めることによって、過労死等の防止はもちろん、すべての人々が健康で安心して生き生きと働くことができるようになることや人材の確保・育成・生産性の向上などの効果も期待でき、女性の活躍する社会、若者や高齢者等も能力を発揮できる社会、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にもつながります。

私たちは、これらの共通認識を持ち、各企業の取組を促進し先進的な事例を紹介する等の活動を通じ、この宣言に賛同いただける自治体や各団体等とも連携しながら、働く者が意欲と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、「働き方改革」を進めます。

これらのことを通じ、愛知の働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指します。

平成 27 年 2 月 4 日

愛知労働局 愛知県

愛知県経営者協会 愛知県商工会議所連合会 愛知県商工会連合会

愛知県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合会愛知県連合会

公益社団法人愛知労働基準協会・各地区労働基準協会

「働き方改革」に関するお問合せはこちらへ

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目3番1 名古屋広小路ビルディング 11 階

TEL 052-219-5509 FAX 052-220-0573

愛知労働局ホームページの

「愛知の働き方改革」特設ページもご覧ください。



★愛知の働き方改革★
共同宣言

愛知の働き方改革

検索